

平成29年度 市民活動支援事業

この事業は、市民のみなさんの自主的な市民活動を支援する制度です。市民のみなさんが、進んで取り組まれている活動、取り組もうとされている社会貢献活動をより活発に展開し、いきいきとしたまちづくりを実現していくために、「市民活動支援事業」の募集を行います。

◆第2次受付期間◆

平成29年9月4日(月)～9月29日(金)

《受付時間》

月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時00分まで(祝日を除く)

◆受付・お問い合わせ先◆

中央公民館	82-2007	緑が丘町公民館	85-7011
三木南交流センター	83-1710	自由が丘公民館	85-4700
別所町公民館	82-0072	青山公民館	87-1300
志染町公民館	87-3814	吉川町公民館	72-1577
細川町公民館	86-2059	市民活動センター	82-0564
口吉川町公民館	88-0004	市役所市民協働課	82-2000

よりよい地域づくりのための自主的・自立的な市民活動を行う団体に対し、市民活動支援金を交付します。

支援の対象となる団体

次の項目をすべて満たしていること

- ◆ 福祉、環境、文化、スポーツ、青少年育成その他社会貢献に係る分野で、団体の会員以外の人（三木市民に限る）に対する市民活動を年間 12 日以上行う団体
※年間とは、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間です。
〔子育て支援に係る分野で、特に就学前の乳幼児を対象とした事業を行っている団体は、子育て支援課の「子育て支援団体 活動促進事業 補助金」の制度もあります。（併用不可）詳しくは、別紙チラシをご覧ください。〕
- ◆ 市内に居住する人が半数以上で構成されている2名以上の団体
※ボランティア活動プラザみきに「ボランティア・市民活動情報シート」を提出する（提出している）こと。
- ◆ 市内に住所または事務所（連絡所）を置いて市内で活動している団体
- ◆ 市から別の補助金を受けていない団体（市から事業を委託されている場合も含まれます。）

*** 支援の対象とならない活動 ***

- × 団体内の自助活動
※自助活動とは、団体構成員（会員）のみを対象とした活動のこと。
- × 市外での活動（三木市民以外の方を対象とした活動）
- × 市民を主たる対象（半数以上）としていない活動
- × 法令に違反した活動
- × 営利を目的とした活動
※活動するにあたり収入と支出の差がないこと。収入を会員で分配していないこと。
- × 政治的活動、宗教的活動

支援の対象となる経費

※事業の実施に要する直接経費が対象となります。

区 分	内 容
交 通 費	事業実施に伴うもの（活動に直接要する自動車等にかかる費用 1日につき上限 500 円/台）
印 刷 製 本 費	事業の実施に必要なチラシやポスターなどの印刷代
消 耗 品 費	事業の実施に必要な用紙代やポリ袋、花苗などの消耗品代
燃 料 費	事業の実施に必要な機材などの燃料代
通 信 費	事業の実施、連絡等に必要な郵便代など 助成限度額 3 千円
保 険 料	ボランティア活動保険などの保険料
報 償 費	講演会など外部からの講師や出演者への謝礼など（団体構成員が講師の場合は不可）
使 用 料	事業の実施に必要な会場の使用料（練習に使用する場合は本番 1 回に対して 2 回助成）、施設入場（園）料（年 1 回のみ助成）など
賃 借 料	事業の実施に必要な音響設備などのレンタル代
茶 菓 子 代	団体構成員（会員）の飲料や茶菓子（自動販売機での購入、アルコールは不可） 助成限度額 1 万円
備 品 購 入 費	事業の実施に必要な機材などの購入費 助成限度額 1 万円 （当該年度に設立された新規団体への助成限度額は 2 万円とします。） ※ 1 年以上継続して使用できるもの（カメラ、楽器、ユニホーム（貸与に限る）など）
食 材 料 費	サロン活動などの食材費（弁当・惣菜・レトルト等は不可） 助成限度額 2 万円
研 修 費 等	構成員の知識、技術の向上を目的に他の団体が実施する研修会、講習会などに参加する場合の参加費及び前記目的のための書籍費 助成限度額 1 万円

***** 支援の対象とならない経費 *****

対象外経費	人件費：給料、各種手当、社会保険料、謝金、その他の名称に関わらず、団体構成員に係るもの 事務所費：事務所の借上げ及び維持に係る費用、電気・ガス、水道、電話料金など 構成員の飲食費：団体構成員のための飲食費（1万円までの茶菓子代除く） 寄付金など：他者、他団体に対する寄付金、資金援助、負担金、会費、景品等
--------------	---

支 援 金 の 額

①	一般的な事業	支援の対象となる経費の総額 (1件につき5万円を限度)
②	効果が顕著と認められる事業	支援の対象となる経費の総額 (1件につき5万円を超え20万円を限度)

注：支援金の交付は、原則活動終了後となります。

支援金の額は、千円単位（千円未満は切り捨て）での助成となります。

(例) 支援対象活動費が32,530円の場合：支援金の額は、32,000円となります。

応 募 の 方 法

- ◆ 申請内容 申請用紙に必要な事項を記入のうえ応募してください。
- ◆ 申請用紙 市内各公民館・三木南交流センター・市民活動センター・市役所市民協働課に備え付けています。
様式は、市のホームページからもダウンロードできます。
<http://www.city.miki.lg.jp>

◆ 提出書類

1	市民活動支援金交付申請書 (様式1)	1部	※必須
2	市民活動支援金事業計画書 (様式2)	1部	※必須
3	市民活動支援金事業収支予算書 (様式3)	1部	※必須
4	構成員名簿 (任意様式可) (氏名・住所・電話番号必須)	1部	※必須
5	申請区分調書 (別表)	1部	<u>※必須</u>
6	会則 (任意様式)	1部	※必須
7	ボランティア・市民活動情報シート (ボランティア活動プラザみき用)	1部	既に提出されている場合は不要
8	事業報告書等 (県に提出する書類)	1部	NPO法人のみ

※ご提出いただいた書類はお返しできませんので、必ずコピーを取るようになしてください。

- ◆ 受付期間 9月4日(月)～9月29日(金)
※月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時00分まで(祝日除く)
- ◆ 受付場所 市内各公民館・三木南交流センター・市民活動センター・市役所市民協働課
- ◆ 問合せ 三木市市民ふれあい部市民協働課

TEL 82-2000 (内線) 2497・2498

※郵送・FAX・電子メールでは受け付けできません。

申請した後は・・・

- ◆ 審査会での審査
審査結果は、10月下旬までに申請者へ直接お知らせします。
審査会では、団体から提出された書類について
事業の公益性、計画性、効果、先駆性及び将来性を総合的に考慮して審査します。
- ◆ 審査で支援対象団体に決まったら・・・
支援対象団体に決まると、申請事業内容などを市のホームページなどで紹介します。
＜ご注意＞審査時に審査委員会から活動の内容などについて、提案説明を求められる場合がありますのでご了承ください。

申請から事業完了まで

- ①申請書の提出
↓
②採否審査
↓
③採否決定通知
(10月下旬)
↓
④活動報告書の提出
↓
⑤支援金の確定通知
↓
⑥支援金の請求
↓
⑦支援金の交付
- 所定の申請用紙に必要事項を記入のうえ、市内各公民館・三木南交流センター・市民活動センター・市役所市民協働課に提出してください。
受付期間：9月4日（月）～ 9月29日（金）
- 審査会にて支援の採否の審査を行います。
- 採択された場合は、支援金の予定額の通知を行います。
不採択の場合は、その旨の通知を行います。
- 活動終了後（12日以上の活動、概算払い額以上の支出）、速やかに所定の報告用紙に必要事項を記入のうえ、市内各公民館三木南交流センター・市民活動センター・市役所市民協働課に提出してください。※「領収書（写し）」「写真」及び活動状況がわかる資料（チラシなど）の提出が必要になります。
最終提出期限：平成30年3月23日（金）
(活動終了後、速やかに提出をお願いいたします。)
- 活動報告書を審査のうえ、支援金の額を確定し通知します。
概算払いを請求されている団体で、確定額が概算払額に満たない場合は、その差額を返納していただく手続きを行っていただきます。
- 所定の請求書に振込先などを記入のうえ、市内各公民館・三木南交流センター・市民活動センター・市役所市民協働課に提出してください。
- 請求書提出後、約1ヶ月以内に支援金を指定の振込先に送金します。

※団体の活動内容等を広く周知し認識を深めていただくため、「団体紹介ポスター」(A3サイズ 様式は別紙のとおり)を提出していただきます。まちづくりをテーマにしたイベント(ボランティアフェスタ他)等で活用します。

協働型事業の場合 ～市と協働で実施する事業～

- ◆支援金の額 支援対象経費の1/2に相当する額（予算の範囲内）
(例)市民を対象とする講演会の開催経費など

※市と協働で事業を実施する計画のある団体は、市役所市民協働課までお問合せください。